

長岡市立保育園 乳児等通園支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 保育園等に通園していない小学校就学前子どもに対して、月一定時間内での柔軟な通園支援を提供することにより、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭への支援を強化することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 みしま南保育園は、良質かつ適切で、こどもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援を提供し、全てのこどもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保する。

2 当該事業を利用する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用乳幼児の立場に立って特定乳児等通園支援を提供するものとする。

3 地域及び家庭との結び付きを重視するとともに、県、市、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

4 利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 特定乳児等通園支援事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 長岡市立 みしま南保育園
- (2) 所在地 長岡市鳥越718-1

(提供する特定乳児等通園支援の内容)

第4条 当該事業においては、児童福祉法、子ども・子育て支援法及びその他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意しながら、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて特定乳児等通園支援を提供するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当該事業における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
ただし、職員の配置については、長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める配置基準以上の人数とする。なお、員数は利用人数により変動することがある。

職種	員数	職務の内容
管理者	1人（園長が兼任）	特定乳児等通園支援の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を一元的に行う。
保育士	2人	特定乳児等通園支援の計画及び個別の指導計画を立案し、その計画に基づき全ての利用乳幼児が安定した生活と充実した活動ができるよう支援の提供を行う。
保育士資格を有さない乳児等通園支援従事者	0人	市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者で、保育士の職務を助ける。

(特定乳児等通園支援の提供を行う日及び行わない日)

- 第6条 特定乳児等通園支援を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は、特定乳児等通園支援の提供を行わない。
- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 年始休日（1月2日及び1月3日）
 - (3) 年末休日（12月29日から12月31日まで）
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定乳児等通園支援の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があると認めるときは、あらかじめ利用乳幼児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定乳児等通園支援を提供するものとする。
- 4 非常災害その他急迫の事情があるときは、特定乳児等通園支援の提供を行わないことができるものとする。

(特定乳児等通園支援の提供を行う時間)

第7条 特定乳児等通園支援を提供する時間は、午前9時から午後2時までとする。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 市長は、利用乳幼児の保護者から、利用料として利用乳幼児1名につき1時間当たり300円の支払を受けるものとする。

2 前項に定めるほか、市長は、利用乳幼児の保護者から、別表1に掲げる特定乳児等通園支援の提供における便宜に要する費用の支払を受けるものとする。

(1時間当たりの利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

区分	0歳児	1歳児	2歳児	合計
定員	1人	1人	1人	3人

(利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項)

第10条 実施事業所において、利用乳幼児の保護者から当該事業の利用の申込みを受けたときは、事前面談を行った上で、特定乳児等通園支援の提供を行うものとする。

2 特定乳児等通園支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用乳幼児の保護者とその内容を確認する。

3 次のいずれかに該当するときは、特定乳児等通園支援の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が満3歳に達したとき

(2) 利用乳幼児が特定教育・保育施設等への入園するなど、利用要件に該当しなくなったとき

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時等における対応方法)

第11条 特定乳児等通園支援の提供を行っている利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制整備を行うとともに、職員に対して研修を実施する等の措置など、国が定めたガイドラインに準拠した対応を行う。

(秘密保持)

第14条 特定乳児等通園支援事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 特定教育・保育施設等の他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用乳幼児の保護者の同意を得るものとする。ただし、特段の理由がある場合又は別に法令等の定めがある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 特定乳児等通園支援の提供に当たり、利用乳幼児の保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。
- 3 前2項の苦情内容、苦情に対する対応及び改善策については記録し、必要に応じて関係機関へ報告する。

(記録の整備)

第16条 特定乳児等通園支援の提供に当たり、長岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例第32条に規定する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 特定乳児等通園支援の提供における便宜に要する費用

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
食事の提供にかかる費用	利用乳幼児への食事の提供にかかる費用（おやつ代含む）	1食 410円
キャンセル料	利用予定日の前の平日（※）の午後4時30分以降にキャンセルの連絡があった場合。 （※月曜利用の場合は前の週の金曜日、連休を挟む場合は、休み前の平日）	410円／回 ※食事の提供を受けない場合は不要